

平成23年(サ)第[]号 移送申立て事件

決 定

愛知県 []

原 告 []

同訴訟代理人司法書士 淵 真一郎

東京都千代田区内幸町2丁目2番2号富国生命ビル

被 告 ニューヨークメロン信託銀行株式会社

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

上記当事者間の平成23年(ハ)第[]号不当利得返還請求事件について、被告から民訴法18条による移送の申立てがあったので、原告の意見を聴取した上、地方裁判所に移送することが相当であるとまでは認められないので、次のとおり決

定する。

主 文

本件移送の申立てを却下する。

平成23年7月7日

半田簡易裁判所

裁 判 官 鈴 木 章 夫

これは 謄本 である。

平成23年7月7日

半田簡易裁判所

裁判所書記官 稲垣浩幸

